

議会運営委員会会議録

平成29年6月2日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：21

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 特別委員会の設置について
 - (1) 設置の有無
 - (2) 名称：平成29年度一般会計補正予算特別委員会
 - (3) 定数：11人
 - (4) 人選届出期限：6月7日（水）午後5時
 - (5) 設置時期：6月9日（金）定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 6月 5日（月）午後5時
 - (2) 代表質問通告締切日 6月 5日（月）午後5時
 - (3) 議案に対する質疑通告締切日 6月12日（月）午後5時
 - (4) 意見書案・請願提出締切日 6月12日（月）午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
- 7 議会のペーパーレス化にかかるタブレット端末の使用基準等について
- 8 その他
 - (1) 本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称の追加及び削除について
 - (2) 次回委員会開催予定 6月9日（金）定例会初日 午前9時30分から

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成29年第3回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

まず、予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、別に配布しております「平成29年度補正予算資料」でご説明させていただきます。

2冊あります補正予算資料のうち、5月31日専決ではないほうの資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載いたしますように、市長選挙の関係から当初予算でいわゆる「骨格予算」を編成いたしておりましたので、平成29年度の政策的な新規事業や投資的経費及び当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費につきまして、補正額12億8441万2千円を計上いたしております。

2ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、議案第52号の専決処分の承認「平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

配布いたしております平成29年5月31日専決と記載しております補正予算資料によりご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。表の下のほうに記載しておりますように、小型自動車競走事業特別会計の平成28年度決算に伴う15億6969万3千円の繰上充用に係る経費を補正するもので、補正額は56億4060万6千円を計上いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上が予算関係の議案でございます。

続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で説明させていただきます。

「議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」につきましては、特別職の職員等の給料月額を、市長は10%、副市長、教育長、企業管理者は5%減額するものでございます。

「議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正により、配偶者控除適用の際の納税義務者の所得要件、合計所得金額1千万円超については適用なし等が追加されたことに伴いまして、「控除対象配偶者」の定義が見直されたため、規定の整備を行うものでございます。

「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」につきましては、保育士修学資金貸付金を創設し、市内における常勤保育士を確保することによって、保育所等未利用児童の解消に寄与するため制定するものでございます。

主な内容としましては、保育士養成施設に在学し、卒業後、市内の保育所等で常勤保育士として5年間従事することを約する者を対象に、月額2万円を無利子で貸し付けるものです。卒業後は市内の保育所等に就職した場合、貸付金の返還が猶予され、さらに常勤として5年以上勤務した場合は債務が免除されます。

「議案第50号 契約の締結」につきましては、長楽寺団地公営住宅建設工事について、「中村・ナカジマ特定建設工事共同企業体」と3億7319万5080円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第51号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属に伴い、1路線を認定するものでございます。

2ページをお願いいたします。議案第53号につきましては、任期満了に伴います「公平委員会委員」1名の選任について、議会の同意を求めると、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

報告第8号から第22号までの15件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分、平成28年度の「一般会計及び学校給食事業特別会計の継続費繰越計算書」、「一般会計及び地方卸売市場事業特別会計の繰越明許費繰越計算書」、「一般会計の事故繰越計算書」、「水道事業会計の予算繰越」、「土地開発公社等の平成28年度の決算、平成29年度の予算」等につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。「議案書」及び「議案付託一覧表（案）」をお願いいたします。

議案第46号は後ほどご審議いただきます特別委員会に、47号及び48号は総務委員会に、49号は福祉文教委員会に、50号から52号までの3件はいずれも経済建設委員会にそれぞれ

れ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第53号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項15件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定についてご説明いたします。お手元に配付しております「平成29年第3回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、6月9日から6月29日までの21日間を考慮しております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ「会期日程(案)」のとおりと考慮しております。

このうち、初日5番目の「議案の提案理由説明、質疑、委員会付託」については、後ほどご審議いただきますが、特別委員会が設置された場合には、6月23日、26日、27日の3日間を特別委員会の開催日として予定をいたしております。以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

市長選挙の関係から、平成29年度当初予算は通称「骨格予算」を編成しておりました。今回提案されます「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」につきましては、平成29年度の政策的な新規事業や6月補正予算計上で執行可能な投資的経費等を計上する内容の補正予算となりますことから、本補正予算を審査するにあたっては、特別委員会を設置していただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「平成29年度一般会計補正予算特別委員会」、委員定数は11人としていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について、事務局説明のとおり、特別委員会を設置し、審査することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成29年度一般会計補正予算特別委員会」とし、委員定数は11人とする事にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、お手元に配付しております「平成29年度一般会計補正予算特別委員会 人員割表」をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました11人でございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、正副議長及び監査委員につきましては、会派人員数には算入しますが選出の対象とはなりません。

不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております端数がある各会派間で協議のうえ、選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、6月7日、水曜日、午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては6月9日、金曜日開催の本会議初日におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、6月7日、水曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、6月9日、金曜日、本会議初日での議案の委員会付託のときとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載しておりますとおり、一般質問、代表質問の通告締め切りにつきましては、申し合わせのとおり、土日を挟みまして、6月5日、月曜日の午後5時までとしていただいております。

なお、代表質問における質問時間につきましては、申し合わせにより、会派の構成人数に15分を乗じて得られた時間以内とすることになっておりますのでご留意願います。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願につきましては、6月12日、月曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、

事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、昨日までに提出されました陳情が1件ございます。
陳情第50号につきましては、その写しを6月9日の本会議開会前に、議席のほうにお配りすることといたしておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議会のペーパーレス化にかかるタブレット端末の使用基準等について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会会議のペーパーレス化につきましては、ことし9月定例会からの試行を開始することといたしております。

準備につきましては、順調に進みましたならば、7月末までにタブレット端末が納入され、8月に利用者研修会を開催し、タブレット端末を議員の皆様にお渡ししたいと考えておりますが、その使用基準をあらかじめ定めておく必要がございますので、先進事例等参考としながら、事務局にて案を作成いたしております。今定例会中にご協議をいただきまして、決定いただいております。

それでは、内容の説明をいたします。お手元に配付しております「飯塚市議会会議用システム用端末機使用基準(案)」をご覧くださいと思います。

第1条は、使用基準の趣旨となります。

第2条は、用語の定義ですが、3ページ目に別表として記載をいたしております。

第3条で、端末機の利用者を議員及び議長が許可した者ということにしております。

第4条は、会議用システム、いわゆるサイドブックスとなりますが、その利用者を議員、市職員及び議長が許可した者とするものでございます。

第5条は、議員に対し、任期中、端末機を無償で貸与すること及び他人への貸与、譲渡の禁止を定めたものでございます。

第6条は、議員が端末機を紛失や破損した場合には、弁償することを定めたものです。ただし、補償サービスに加入をいたしておりますので、全額弁償といったようなことにはならないと考えております。

第7条につきましては、会議中に、会議の目的以外に使用することを禁止するものです。

第8条については、禁止事項を定めるものです。個人情報等を第三者に開示することや、会議の撮影、録音、録画を禁止とするものでございます。

2ページをご覧ください。第9条は、遵守事項を定めております。遵守事項の特に第3項でございますが、個人情報の漏えいが発覚した場合は、ただちに議長に報告いただくこととしております。

第10条は、セキュリティ対策への協力、第11条は、通信の秘密の保護を定めております。

第12条は、文書により行っている通知等を、例えばメール等の手段に代えることができること及びシステムに不具合が生じてメール等が送れないときは文書をもって行うということを定めております。

第13条は、端末機の使用等に関して問題が生じたときは、議会運営委員会で協議をすることを定めております。

4ページをお願いいたします。「飯塚市議会会議用システム用端末機の使用内容(案)」でございます。

本市議会のペーパーレス化の実現のため、少なくともここに掲げております「(1) 会議に関する各種資料の取得」、「(2) 議会会議スケジュールの共有」、「(3) 議員と職員間での情報及び各種連絡文書等の送受信」の3項につきましては、端末機を使用することによりまして、用紙の使用をなくしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、最下段に記載しておりますが、ただいま説明しました使用内容の他、議員の皆さんに

は使用基準に抵触しない範囲において、端末機を積極的にご活用いただきたいと考えております。

次に、5ページになります。5ページは「誓約書(案)」となります。この誓約書につきましては、議員にタブレット端末をお渡しするときに提出していただくように考えております。

使用基準中の議員に遵守いただく事項に加えまして、議員に費用を自己負担いただく部分について記載しておりますので、その部分についてご説明をいたします。

まず、網掛け部分の丸1でございますが、議員ご自身で端末機にアプリケーションをインストールすることは可能としております。その使用料が発生した場合は自己負担としていただきます。

次に丸2は、議員がタブレット端末で有料サイトその他を利用されて、飯塚市に請求があった場合がございますが、これについては自己負担としていただくものでございます。

丸3でございます。今回のタブレット端末の契約は、全体、議員が使われますタブレット全体で1月あたり100GBのデータ通信が可能な契約プランと考えております。割りますと、大体議員1人当たり約3.5GBのデータ通信が利用可能となっております。全員が議会の会議だけで使用している分には、合計で100GBを超えるようなことはないと思われませんが、積極的にご活用いただいた場合でありますとか、個人の方が、個人理由で例えば映像等をずっと見放しにするとか、そういった場合には上限を超える可能性が全くないとはいえませんので、その場合には、使用したデータ通信量に応じて、追加費用を按分して負担していただくことを考えております。

ご参考までに、追加料金につきましては1GBあたり千円とかなり割高になりますので、極力、Wi-Fi等に接続をして、データを使用しないような設定でご利用いただきますようお願いをするものでございます。これらにつきましては、説明会等で改めて詳しく説明をさせていただきますこととなります。

最後に丸4ですが、使用基準のところでも説明しましたとおり、端末機を紛失や破損をした場合には、弁償していただくといったものでございます。以上、簡単でございますが、ご審議方をよろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたが、本件については、今定例会中に決定したいと考えておりますので、まずは各会派持ち帰ってそれぞれご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

もし、今の時点で、質疑等がありましたらお受けいたしますが、何かありますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、各会派ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、その他について、「本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称の追加及び削除について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会議の進行のため、名称が長く指名しづらい職名について、略称を用いることとしておりますが、ことしの4月の組織変更に伴い、お手元に配付しております資料に記載しておりますとおり追加及び削除をするものでございます。

本件については、今定例会より運用していただいております。ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

最後に、次回の委員会は6月9日、金曜日の定例会初日、本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。